

2026(令和8)年度 子ども活動支援金 Q&A

記載内容は、要項の補足として、運用上特に留意いただきたい点を示したものであり、従来からの変更点および実際に寄せられた質問を中心に取りまとめています。ここに記載のない事項については要項本文を参照の上、個別の判断が必要な場合は当財団までお問い合わせください。

要項第2章 対象団体

Q1. 同一団体の他の部署から、同じ期間区分の中で複数申請があった場合はどうなりますか？

A1. 先に受理した申請を対象とします。後に到着した申請は対象外です。

要項第3章 対象事業

Q2. 事業区分は、組み合わせて申請することができますか？

A2. できます。3区分のいずれの組み合わせでも申請できます。

事業区分組み合わせ申請パターン
1.遊具事業と 2.運動用具購入事業
1.遊具事業と 3.運動体験事業
2.運動用具購入事業と 3.運動体験事業
1.遊具事業と 2.運動用具購入事業と 3.運動体験事業

Q3. 団体内部の予算承認が得られていない場合でも申請できますか？

A3. 申請は可能です。ただし、採択後に予算の承認が得られない等の理由から当該事業を実施できない場合は、交付決定を取り消し、交付済みの場合は全額を返金いただく必要があります。

Q4. 「営利団体の宣伝または広告の性質が強い事業でないこと」とは何を指しますか？

A4. 営利団体の販売促進や集客を主目的とせず、団体名等(ブランド)の過度な露出が無い事業のことを指します。

例：事業タイトルに企業名又は商品名を入れる、販促を条件とした協賛（購入特典や来店誘導）等が主要な内容となる場合は対象外です。実施に必要な範囲での協賛名の表示は差し支えないものとしますが、個別の可否は本支援金の趣旨と申請内容を照らして判断します。

Q5. 公園のフェンス修繕や小学校校庭の芝生設置は対象事業に該当しますか？

A5. いずれも対象外です。公園フェンスや校庭芝生は遊具・運動用具ではなく、施設そのものの修繕・新設にあたるため対象外です。

Q6. ボルタリングを壁に設置する工事は「1.遊具事業」の対象に該当しますか？

A6. 対象です。壁へのボルタリングを設置および設置部分の補強工事は「1.遊具事業」として対象です。ただし、ボルダリングの設置にあわせて行う、全壁面貼り換え等は施設そのものの改修にあたるため、対象外です。

Q7. 自治会が管理する公園や遊具は、申請団体が直接管理していなくても、対象事業にあてはまりますか？

A7. 対象です。申請団体の予算に組み込まれる計画であれば、自治会が管理する公園や遊具であっても対象事業です。

Q8. 「誰もが参加できる」の観点から、保育所等の園庭に設置する遊具は対象ですか？

A8. 対象とします。公的な教育や保育の枠組みに属する子どもへの提供は公益性が高いとみなし、一般開放を要件としません。

Q9. 指定管理者が運営をする施設の運動用具購入事業は対象ですか？

A9. 対象です。指定管理者の営利団体・非営利団体は問いません。

Q10. 営利団体が運営する施設内の行政施設で運動用具を購入する場合、対象となりますか？

A10. 対象です。ただし、申請団体の予算に組み込まれていることを前提とし、当該営利団体の過度な広告や宣伝等を目的としないこと、入場料が一般的に適正で誰もが参加できる水準であること等、公益性の観点から審査します。

Q11. 参加料を徴収する事業は対象ですか？

A11. 対象です。ただし、事業の総収入額が総支出額を上回らないことや、参加料が一般的適正であり、誰でも参加しやすい金額設定であることを条件とします。

Q12. イベント（「3.運動体験事業」）を計画する場合、子ども（小学生以上）の参加割合目安はありますか？

A12. 子どもの参加割合は、下記を目安とします。

- ・保護者も参加対象とする計画の場合：子ども 3 割程度。
- ・子どもを主な対象とする計画の場合：子ども 8 割程度（残りの 2 割については中

学生以上の保護者ではない大人でも可。)子どもが8割以上を占める計画は「子どもが主眼の計画」として扱います。

Q13. 参加している子どもの保護者が見学している場合も参加人数に含めますか？

A13. 見学のみの場合は含めません。ただし、一緒に体を動かして活動に参加している場合は、参加人数に含めます。

Q14. 申請団体と他団体が共同主催である事業でも対象ですか？

A14. 対象です。主催の位置づけが無く、申請団体・他団体ともに共催という立場での事業も対象です。なお、他団体が主催で、申請団体が共催の立場である事業は、対象外となりますので、ご注意ください。

Q15. 企業からの協賛を受けること（お金、物品）に問題ありませんか？

A15. 問題ありません。ただし、「営利団体の宣伝または広告の性質が強い事業でないこと」(Q4.参照) および協賛金を同一の支出に二重計上しないことを条件とします。また、同一の支出に対し本支援金と他財源を分割して按分することも差し支えありませんが、1件の支出を二重に充当すること（例：1人分の謝金1万円を協賛金と支援金の双方で1万円ずつ計上すること）は認められません。

Q16. 参加に総合型地域スポーツクラブへの会員加入等の条件を設けた運動体験事業は対象ですか？

A16. 対象外です。誰もが参加できるよう広く募集する事業を対象とします。

要項第4章 支援金申請及び交付概要

Q17. 申請額、50万円以上100万円以内（10万円単位）は具体的に何円になりますか？

A17. 50万円、60万円、70万円、80万円、90万円、100万円のいずれかです。申請書様式【申-共-1-2】の支援金申請額（自動計算）において上記額となっていることを確認の上、申請してください。

要項第5章 事業予算および対象経費

Q18. 他の助成金を受ける場合、証明書類は申請時または報告時に必要ですか？

A18. 不要です。ただし、申請時および報告時に「団体名・助成名称・金額」を様式内の記入欄に記載してください。

Q19. 反応トレーニングライトやスポーツガン等のデジタル運動用具は購入対象ですか？

A19. 本支援金の趣旨に適合し、通年で継続的に使用されるものである場合は、購入の対象とします。使用場面や回数等を明確にした具体的計画を申請書に記載してください。

Q20. スポーツ体験会を開催する場合、防具等の購入は対象ですか？

A20. 特定の個人が継続して使用することを前提とする用品（例：バット、個人用防具、ユニフォーム等）は対象外です。体験会等で一時的に使用する場合は、原則、レンタルとして貸借料に計上してください。ただし、通年または定期的を実施する体験会において、参加者が共用で使用することを前提とする用具については購入の対象とします。

Q21. 積算根拠資料として業者の見積書を提出しますが、「アスリート講師出演料」の中に交通費や宿泊費、仲介業者の手数料まで含まれているようです。このような場合はどう申請すればよいですか。

A21. 「出演料一式」「派遣料」など、一般的に謝金・交通費・宿泊費・仲介業者のマージン等が混在している費用は、そのままでは対象外とします。

実費（謝金・交通費・宿泊費等の対象経費）と、間接費（仲介マージン・管理費等の対象外経費）を区分した見積書を業者に依頼してください。

業者から細かな見積書の提出が困難な場合は、申請団体が業者へ確認し、対象部分の金額を聞き取ったうえで、見積書に備考欄や余白に手書きで明示して差し支えありません。区分ができない場合は全額を対象外とします。

Q22. 子ども健康ウォーキング大会開催にあたり、業者の見積書内、レンタル料「受信機一式」を費目とあるのですが、このような「一式」表記について、内訳の明示は必要でしょうか？

A22. 受信機一式とは、親送信機、子受信機、マイクなどあるため、この場合は一式表記で問題ないです。ただし、運動用具一式など内訳の記載が可能な費目の一式表記はすべて対象外経費と判断させていただきます。

Q23. 委託事業は対象外ですか？

A23. 委託事業そのものを一律に対象外とはしません。委託費のうち対象経費と認められる部分に限り支援金を充当できます。そのため、委託費の内訳を明示してください。内訳が示されない場合は、対象外として取り扱います。

Q24. 委託費に支援金を充当しない場合でも委託理由書の提出は必要ですか？

A24. 必要です。支援金の充当の有無に関わらず委託により事業を実施する場合は、事業の実態や継続性を判断するために、委託理由書を提出してください。

要項第6章 子ども活動支援金に係る時期と概要、要項第10章 採択後の手続き

Q25. 申請期間、交付決定日、入金時期を教えてください。

A25. 下記の表を参照してください。

期間区分	申請期間	対象となる事業の実施期間	交付決定日	入金時期
期前	2025（令和7）年11月1日（土） ～2025（令和7）年12月10日（水）	2026（令和8）年4月1日（水） ～2027（令和9）年3月31日（水）	2026（令和8）年 2月の第3水曜日	2026（令和8）年 4月中旬
期中第1期	2026（令和8）年4月1日（水） ～2026（令和8）年4月30日（木）	交付決定日以降 ～2027（令和9）年3月31日（水）	2026（令和8）年 5月の最終水曜日	2026（令和8）年 6月中旬
期中第2期	2026（令和8）年6月1日（月）～ 2026（令和8）年6月30日（火）	交付決定日以降 ～2027（令和9）年3月31日（水）	2026（令和8）年 7月の最終水曜日	2026（令和8）年 8月中旬

Q26. 何をもって「事業開始」とされますか？

A26. 当該事業に係る経費の支出が最初に発生した時点を指します。

例えば、備品や運動用具の購入、会場費の支払いなど、事業を実施するために必要な費用の支出が行われた日を「開始日」とします。

要項第7章 申請手続き & 要項第8章 申請書類作成上の注意点

Q27. 複数事業区分を組み合わせた申請の場合、共通の申請様式は各事業分をセットで提出する必要がありますか？

A27. 共通の申請様式(申-共通-1～3)は1セットのみ提出してください。各事業区分の様式(計画書、予算経費内訳書など)は各事業ごとに提出してください。

Q28. ○○部署と△△部署でそれぞれ「1.遊具事業」、「3.運動体験事業」を申請する場合でも共通の申請様式は1セットでいいですか？

A28. はい。共通の申請様式(申-共通-1～3)は1セットで差し支えありません。ただし、窓口はいずれか一方の部署のみを記載してください。

Q29. 1事業区分の中で2計画以上ある場合、様式(計画書、予算経費内訳書)は計画数分提出が必要ですか？

A29. 計画数ごとに分割して提出する必要はありません。1枚の計画書、予算経費内訳書の中で見出し等により区分し、まとめて提出してください。

- Q30. 「2.運動用具購入事業」の継続利用計画や具体的な使用計画とはどのような観点で記載すればいいですか？
- A30. 今後の事業で継続的に活用する計画を具体的に記載してください。(定期教室や年間イベントでの使用、参加対象者や実施回数、人数見込み等)
現時点で詳細な予定が未確定の場合は、想定内容や実施回数の見込みなど、可能な範囲で計画のイメージを記載してください。
- Q31. 「マルチスポーツ体験フェスタ」を開催するにあたり、フェスタ内で使用する運動用具も購入します。申請書類は何を提出すればいいですか？
- A31. 「3.運動体験事業」の提出書類一式に加え、「2.運動用具購入事業」の提出書類(計画書、予算経費内訳書、積算根拠資料等)も提出してください。(「3.運動体験事業」以外での運動用具の利用想定を確認するためです。)
- Q32. 「3.運動体験事業」において、「子どもの部」と「大人の部」が完全に分かれており、対象となる経費が子どもの部と大人の部で明確に区分できない経費(チラシ印刷費や保険料)はどのように扱いますか？
- A32. 区分できない対象経費については、次の算式で按分してください。
按分率 = (子どもおよびその保護者の参加人数) ÷ (全体の参加人数)
※算出結果はパーセンテージで、小数第2位を切り上げ、小数第1位までの値で算定してください。(例：56.63%→56.7%)
- Q33. 事業計画(申請時)よりも、実績(報告時)の按分割合が減少した場合、報告時はどのように精算しますか？
- A33. 按分が必要な対象経費に充当できる金額が減少します。ほかに対象となる経費がある場合は、費目間の組替により充当して差し支えありません。組替で吸収できない残額は返金となります。
(費目間の増減額の合計が交付決定額に対して概ね 20%以内であれば事前承認は不要、超える場合は要承認。)
- Q34. 事業計画(申請時)よりも、実績(報告時)の按分割合が増加した場合、報告時はどのように清算しますか？
- A34. 按分が必要な対象経費に充当できる金額は増加しますが、交付決定額自体の増額は行いません。交付額の範囲内で、他の対象経費との組替等により精算してください。
(費目間の増減額の合計が交付決定額に対して概ね 20%以内であれば事前承認は不要、超える場合は要承認。)

要項第9章 選考方法および結果通知

Q35. 提出書類に不備があった場合でも審査されますか？

A35. 原則として提出内容をもって審査しますが、必要に応じて追加資料の提出または記載内容の訂正をお願いする場合があります。なお、申請書類の受理連絡は「不備がないこと」を意味するものではありませんのでご注意ください。

要項第10章 採択後の手続き

Q36. 支援金の交付を受けた旨を発信する媒体に「学校だより」は含まれますか？

A36. 含まれません。「学校だより」は当該学校の児童および保護者に限定され、一般周知可能な媒体とは認められません。周知媒体として認めるのは、全戸配布の団体広報誌または団体のホームページ等とします。

Q37. 「費目間の増減額の合計」とはどういう意味ですか？

A37. 増額分の合計と減額分の合計をそれぞれ算定した金額を指し、相殺はしません。

例：交付決定額が 100 万円の場合、印刷費を 10 万円減額し、当日の謝金を 10 万円増額した場合

→増減額の合計は「10 万円+10 万円=20 万円」。交付決定額 100 万円に対して 20%に相当するため、この範囲内であれば要件を満たしている為、事前の承認は不要です。

要項第12章 返金

Q38. 返金額が 321 円となり、振込手数料の方が高くなる場合でも返金は必要ですか？

A38. 必要です。返金は 1 円単位で行うこととし、振込手数料は団体負担とします。